**ワンストップ特例制度申請時の注意事項**

平成28年1月1日以後の「ふるさと納税」について、ワンストップ特例制度を利用される場合、申請書に個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。また、それに伴い、なりすまし防止の書類（個人番号確認の書類、本人確認の書類）を、申請書とともに提出していただく必要があります。

下記の表を参考に、提出書類の確認をお願いいたします。

・【パターン①】個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏面の写し」＋「申請書」

・【パターン②】通知カードを持っている場合：「通知カードの写し」及び「身分証の写し」＋「申請書」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 「個人番号カード」を持っている場合  　　　　（パターン①） | 「通知カード」を持っている場合  　　　　（パターン②） |
| 個人番号確認の書類 | 個人番号カードの裏面の写し | 通知カードの写し |
| 本人確認の書類 | 個人番号カードの表面の写し | 下記いずれかの身分証の写し  ・運転免許証  ・運転経歴証明書  ・パスポート  ・身体障がい者手帳  ・精神障がい者保健福祉手帳  ・療育手帳  ・在留カード  ・特別永住者証明書 |
| ※写真が表示され、①氏名、②生年月日または②住所が確認できる箇所の写しを提出してください。 |

※通知カード…マイナンバーを通知するためのカード

※個人番号カード…マイナンバーの入った公的身分証明書（顔写真が入ったもの）

※申告漏れや、期日に間に合わなかった場合は、別途確定申告をする必要があります。